

令和4年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月23日（火曜日）午後2時00分～午後2時21分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

---

出席議員（10名）

1番	真田 広志	2番	丹 治 誠
3番	石原 洋三郎	4番	鈴木 正実
5番	半沢 正典	6番	本多 勝実
7番	菅野 喜明	8番	安藤 喜昭
10番	東海林 一樹	11番	高橋 道也

---

欠席議員（1名）

9番 片平 秀雄

---

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	木 幡 浩	副 企 業 長 伊達市長代理 副 市 長	佐 藤 弘 一
理 事 長 二本松市長	三 保 恵 一	理 事 長 桑折町長	高 橋 宣 博
理 事 長 国見町長	引 地 真	理 事 長 川俣町長	藤 原 一 二
代表監査委員	佐 藤 博 美	事 務 局 長	武 田 光 正
次 長 兼 施設管理課長	田 村 正	総 務 課 長	安 食 徹
総 務 課 課長補佐兼 総務経理係長	松 本 芳 幸	施 設 管 理 課 課長補佐兼 施設第二係長	笠 原 克 度

---

事務局出席者

総 務 課 契約管財係長	佐 藤 広 治	総 務 課 主 査	山 田 吉 則
総 務 課 主 査	佐 藤 洋 亮		

---

## 1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議案第5号及び報告第2号の提出
- (6) 提案理由の説明
- (7) 一般質問
- (8) 討論、採決

---

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第5号 令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (3) 報告第2号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件

午後2時00分 開 会

議長（真田広志）定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

この際、申し上げます。

地球温暖化防止等環境対策の一環として、本定例会は、軽装で行うことといたしますので、よろしく願いをいたします。

この際ご報告いたします。9番、片平秀雄議員より、所用のため本日1日間、欠席の届け出がありました。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、只今、ご着席の議席を指定いたします。

日程に従いまして、会議録署名議員の指名をいたします。

2番、丹治誠議員、10番、東海林一樹議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日、8月23日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（真田広志）ご異議ございませんので、会期は、本日、8月23日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、6番、本多勝実議員を指定いたします。

日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長から、議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

日程に従い、議案第5号及び報告第2号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩）議長、企業長。

議長（真田広志）企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩）本日、ここに、8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況について、ご報告いたします。

先の臨時議会の際に報告いたしました伏黒水管橋での断水リスクに対する構成市町による勉強会

につきましては、5月30日に第1回を開催し、伏黒水管橋の現在の状況を報告するとともに、伏黒水管橋が送水不能に陥った場合の影響や各構成団体の断水時の対応などを共有いたしました。

その後、構成市町にヒアリングを実施し、それを基にバックアップ方針案を作成し、9月に開催予定の会議で議論し、バックアップ方策について検討いたします。

また、先月7月より保原第二受水池流量計室で、小水力発電事業を開始いたしました。企業団では、3か所目、伊達市内では、初の小水力発電事業となります。引き続き脱炭素社会に向けた取り組みを行って参ります。

さて、今回の定例会に提出いたしました案件は、議案1件、報告1件であります。

議案第5号、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件は、決算の認定をお願いするものであります。

報告第2号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件は、継続費を設定して事業を進めてきた遠方監視制御設備更新事業について、令和3年度で完了したことから、精算報告をするものであります。

以上が提出案件ですが、詳細については、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（武田光正）議長、事務局長。

議長（真田広志）事務局長。

【事務局長（武田光正）登壇】

事務局長（武田光正） それでは、令和3年度水道用水供給事業会計の決算について、別冊決算書によりご説明いたします。令和3年度水道用水供給事業会計決算書でございます。

なお、金額につきましては、千円単位に省略して、読み上げさせていただきますので、ご了承願います。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

決算報告書でございますが、（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款事業収益の決算額は44億704万2千円となります。予算額に比べて2,513万7千円の減となっております。主な要因は、給水収益の減によるものです。

続きまして、下段の支出の部、第1款事業費用の決算額は42億5,339万2千円となり、不用額は、1億9,841万4千円となりました。

次に3ページ、4ページをご覧願います。

（2）資本的収入及び支出ですが、収入の部、第1款資本的収入の決算額は833万8千円となり、予算額に比べて皆増となっております。主な要因は、負担金の収入によるものです。

支出の部、第1款資本的支出の決算額は17億8,943万8千円となり、地方公営企業法第26条の規定による繰越額は、3,225万3千円で、不用額は、2,683万7千円となっております。表の下の米印に

記載のとおり、不足する額17億8,110万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしたものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、令和3年度の事業実施の結果、下から3行目をご覧願います。当年度純利益は、1億2,335万3千円となり、前年度繰越欠損金を加えた、15億2,319万8千円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

剰余金計算書ですが、資本金、及び資本剰余金については、前年度からの変動はございません。欠損金は、損益計算書においてご説明いたしましたとおり、当年度純利益1億2,335万3千円の発生により、当年度未処理欠損金は、15億2,319万8千円となります。その結果、資本合計は、426億7,343万9千円となるものでございます。

次に、8ページの下の方の欠損金処理計算書でございますが、15億2,319万8千円が、翌年度への繰越欠損金となるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

貸借対照表でございますが、令和4年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債、資本合計は、それぞれのページの1番下に記載のとおり、同額の940億2,393万8千円となっております。

次に、11ページをお開き願います。

11ページ、注記でございますが、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針及びローマ数字のⅡ、貸借対照表関連については、記載のとおりでございます。

続きまして12ページの事業報告書について、要点をご説明いたします。

1、概況、(1)総括事項、①業務の状況、(イ)水道用水供給事業ですが、3行目からになります。年間総有収水量は、3,888万9,098立米で、前年度比較して、0.8%の減、当初予定水量と比較して、0.7%の減となり、有収率は99.5%で、前年度と比較して、0.1%の増、給水収益は31億7,340万9千円で、当初予算と比較して、1,004万2千円、0.3%の減となりました。

続きまして、(ロ)水質検査事業でございますが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、実施するものですが、水質検査手数料は2,359万3千円で、当初予算と比較いたしまして、89万6千円、3.9%の増となっております。

次に、②財政状況は、先ほどご説明いたしました決算報告書等の内容を文章化して記載したものでございます。

次に、③の建設改良工事の状況、④の再生可能エネルギーへの取り組み状況については、記載のとおりでございます。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。

(2)経営指標に関する事項は、令和4年3月29日に施行されました、改正地方公営企業法施行

規則により、令和3年度の決算より記載が必要となったものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

次に、15ページの(3) 議会議決事項、(4) 行政官庁許認可事項及び、(5) 職員に関する事項は、記載のとおりでございます。

次に、16ページから17ページに渡りまして、2の工事は、100万円以上の建設工事の概況8件、(2)の方、保存工事の概況20件で、施工内容はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、18ページの3、業務、(1) 業務量、イの業務量でございますが、取水量、送水量、及び有収率を、前年度の比較で記載したものでございます。

続いて、下段のロ、業務内容は、月別の送水量、有効水量、及び有収水量を記載しております。

続いて、19ページをお開き願います。

上の表は、構成団体ごとの年間総給水量、一日最大給水量、及び一日平均給水量を示しております。詳細は記載のとおりでございます。続いて、中段からは、共同水質検査の実施状況でございます。

次に、20ページの(2) 事業収益に関する事項でございますが、イの事業収益は、合計で40億8,720万9千円となり、ロの供給単価は、1立米あたり81円60銭となるものでございます。

次に、(3) 事業費用に関する事項でございますが、イの事業費用は、合計で39億6,385万5千円となり、ロの給水原価は、1立米あたり79円76銭となるものでございます。

次に、21ページから23ページにかけましては、100万円以上の重要契約を記載しておりまして、物品等の購入関係が9件、工事請負関係が27件、22ページ中ほどより23ページに渡りまして、業務委託関係が24件となっております。契約内容は、記載のとおりでございます。

次に、23ページの(2) 企業債の概況でございます。当年度分の償還高は、合計で14億4,974万円、令和3年度末の未償還残高は、合計で113億3,306万4千円となるものでございます。

次に、5のその他、(1) 資産の譲渡等の対価以外の収入の用途につきましては、特定収入を記載したものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございますが、下から3行目をご覧ください。事業を実施いたしました結果、資金は期首より2億4,191万2千円減少し、一番下の行の資金期末残高は、53億8,187万9千円となったものでございます。

次に、25ページから28ページに渡りましては、2の収益費用明細書となります。これは、決算内容を款、項、目、節ごとに表したものでございます。

次に、29ページにお進み願います。3固定資産明細書でございますが、貸借対照表でご説明いたしました、有形、無形の固定資産の明細でございます。

次に、30ページから32ページに渡りまして、4の企業債明細書は、起債内容、償還状況を年次別

に表したものでございます。

以上が、決算書に関する説明でございます。なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定による決算審査が行われており、監査委員により、別冊となりますが、決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

資金不足比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告申し上げ、公表するものでございます。

只今ご案内いたしました審査意見書の23ページをお開き願います。

審査意見書23ページでございますが、資金不足比率については、下段の第4、審査の結果の表の記載のとおり、令和3年度決算におきましても、資金不足はございませんでしたので、資金不足比率は、バー表示となっているものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（真田広志） それでは、日程に従い、これより一般質問を行います。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結し、これより、討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 19 分 休 憩

---

午後 2 時 20 分 再 開

議長（真田広志） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志） 起立多数。

よって、議案第5号につきましては、決算のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

午後 2 時 21 分 閉 会

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員